

# 令和4年度社会福祉法人昭和村社会福祉協議会事業計画書 ～第1期地域福祉活動計画（令和2年度～令和6年度）を踏まえて～

## 【基本方針】

地域の福祉・生活課題が多様化・潜在化するなかで、様々な生活課題を抱えた方々への支援体制の充実が必要とされています。また、多様化する地域課題に対し、住民の身近な地域で住民が主体的に地域課題を把握し、ともに助け合う地域社会の実現が求められています。

さらには、新型コロナウイルス感染症は、これまで築き上げてきた地域福祉活動に大きな影響を及ぼしています。これまで対応したことのない社会の変化に対し、地域住民が新たな課題に直面する中で、これからは「新たな生活様式」に応じた地域福祉活動が求められています。また、自然災害が多発する中、日常的な住民同士のつながりが災害時に大きな力を発揮することを再確認していく必要があります。

こうした中、本会としましては、第1期地域福祉活動計画において、基本理念「みんなが役割を持ち、いきいきと暮らせる村づくり」を掲げ、住民の参加と協力を得ながら、関係機関や団体との連携を図り、地域における福祉活動のさらなる充実を目指してまいります。また、自治体を取り巻く情勢や本会の運営に必要な財源確保など、常に厳しい状況に置かれていることを十分認識し、限られた予算を最大限に活用しながら、以下の重点目標に沿って事業を推進してまいります。

## 【重点目標－〇実施事項】

### 1. 社会福祉協議会の体制強化

#### ①組織運営の透明性確保に努めます

- 理事会・評議員会の定期的開催（定例会・臨時会他）
- 各種委員会の随時開催
- 経理の透明性確保のための内部監査の実施（月次決算報告の徹底）

#### ②役職員の資質向上と組織体制の強化に努めます

- 役職員の資質向上のため、研修会等への積極的参加及び資格取得の奨励
- 業務の効率化と事務分担の適正化

#### ③財政基盤の確立に努めます

- 会員の加入促進（一般会員・特別会員・村外協力会員・賛助会員）  
\*会費活用に見える化推進（有効活用の推進）

## ●寄附者への税制優遇の促進

- \* 寄附金税額控除対象法人（R3.1.1～R7.12.31：5年間）の指定に伴う受入方法の確  
認徹底（寄附採納申込書及び会員加入申込書の作成徹底）
- \* 対価性のない特別会員及び賛助会員、村外協力会員加入への積極的働きかけ
- \* 村外協力会員帰省促進事業の実施継続（公社共通利用券の進呈）

## ○各種補助・受託事業の検討

- \* 財源確保に向けた関係機関への積極的働きかけ

## ○積立金（福祉積立金及び運営積立金）の適正な管理と執行

- \* **第2期社会福祉充実計画に基づく計画的履行（R4～R8）**

## ○共同募金運動の積極的展開

- \* 地域内における福祉活動への積極的支援（助成対象の掘り起しなど）

## ●自主財源確保に向けた方策の検討

- \* 新規事業の開拓や既存事業の内容検討、各種団体事務の受託方法の検討（出納業  
務等の委託契約締結等）
- \* 消費税課税事業者（※1）届出納税に伴う財源確保に向けた方策検討  
◇ 課税対象収入となる村委託料一部の補助金繰入要望の継続（平成29年度予算編成  
方針への立ち返り要望）  
◇ **除雪支援事業及び住民支え合い事業利用料への消費税分転嫁の実施**  
（令和2年度、令和3年度転嫁見送りを踏まえて）

## ④その他体制強化に努めます

### ○定款及び諸規程の整備充実

- \* 法令遵守の立場から必要とされる諸規程の制定及び改定

### ○接遇マナーのさらなる向上（苦情等への対応を含む）

### ○社会福祉法人等連絡会の活用による地域ニーズへの対応協議

## ●法人設立30周年記念事業の実施

- \* **事業パンフレットの作成配布**

## ●新たな地域貢献活動の実施及び検討

- \* 行政区との連携による地域支え合い交流事業（仮称）の実施検討（2⑥）

## 2. 地域福祉の推進

### ①調査及び要望活動の充実に努めます

#### ○定期的な調査活動の実施とそれに基づく行政への要望活動

- \* 民生児童委員協議会との合同による地域及び住民の実態把握の推進

## ②相談事業の強化に努めます

○心配ごと相談（福祉総合相談）の受け入れ

＊会津坂下町・西会津町・柳津町・三島町・金山町との相互受け入れの継続実施

◇事務局対応：担当職員による電話・来所・出張相談受付

◇心配ごと相談員（民生児童委員）対応：地域における個別相談受付

◇専門相談（弁護士：年1回／司法書士：年2回）

○関係専門機関との連携による問題解決への取り組み促進（横断的対応）

## ③要援護世帯に対する経済的支援及び自立支援に努めます

○生活福祉資金貸付事業（福島県社会福祉協議会）の実施

○生活安定資金貸付事業の実施

○成年後見制度に関する啓発及び利用促進

○生活困窮者自立支援制度に関する啓発及び利用促進

○あんしんサポート事業による自立生活支援

●見守りつなげる事業（仮称）の実施検討

＊SNS（※2）を活用した高齢者の見守り・通信連絡事業の実施検討

## ④本会所有（管理）車両及び器具備品の利活用による住民の社会参加促進に努めます

○本会所有（管理）車両の利用促進及び効率的運行管理

＊令和6年度福祉バスの更新に向けた準備

＊買物交流バス（村内）の隔月運行の実施継続

○除雪支援事業における除雪機械貸出事業の実施

＊老朽化した除雪機械の処分方法に関する検討

＊利用者が限定的であるため利用のルールや料金見直しの検討

○器具備品貸出事業（車椅子他）の実施

○村との本会所有車両相互利用契約の締結継続

## ⑤ボランティア活動の推進に努めます

○ボランティア関連情報の提供及び交流の促進

＊（感染症対策徹底※3）外部ボランティアの受け入れを通じた交流人口増加への取り組み促進（NPOとの協働により福祉の側面から交流人口の増加を目指す）

○ボランティアセンターにおける相談・登録あっせん事業の推進

＊自主運営ボランティア団体への支援継続

○災害時におけるボランティアセンター機能の充実強化

＊災害ボランティアセンターとして必要な資機材の整備及び開設、運営方法の確認

## ⑥地域の福祉力向上促進に努めます

### ●昭和村生活支援体制整備事業の受託

- \* 「支え合いの地域」継続のための支援（積極的な啓発活動）
- \* 協議体及び事業所連絡会等による地域づくりの方向性検討
- \* 住民の主体的活動の支援継続（モデル地区の選定及び支援）
- \* 地域内の活動や資源の掘り起しのためのアウトリーチ（※4）の継続

### ●昭和村認知症総合支援事業の受託

- \* **（感染症対策徹底）** 小規模な単位での住民向け講座（認知症サポーター養成講座等）の開催

### ●地域の福祉力向上の促進

- \* 行政区との連携による地域支え合い交流事業（仮称）の実施検討
  - A. 地域の福祉力向上を図るための小地域集いの場形成支援事業（仮称）
  - B. 地域見守り支援員設置支援事業（仮称）
  - C. その他小地域で住民生活を送るために必要な支援事業
- \* 住民の組織化による小地域福祉ネットワーク活動の推進
- \* 民生児童委員協議会と連携しながら、緊急時及び災害時対応を見据えた平時からの福祉救援体制の整備（要援護者避難支援のあり方検討含む）

## ⑦共同募金活動の推進に努めます

- 赤い羽根募金・地域歳末たすけあい募金の適正な実施と配分
- 募金活動や配分の見える化推進

## ⑧赤十字事業の推進に努めます

- 義援金募集等の迅速対応及び献血事業の普及促進

## ⑨民生児童委員協議会との連携強化に努めます

- 緊急連絡カードや福祉票の配備普及
- **（感染症対策徹底）** 一人暮らし高齢者世帯等対策事業の実施継続
- **（感染症対策徹底）** 子ども会交流支援事業の実施継続

## ⑩住民参加型在宅福祉事業の推進に努めます

### ●除雪支援事業（除雪支援及び除雪機械の貸出）の実施

- \* 支援者確保に向けた支援策の検討継続（安全対策支援金継続）
- \* 支援者確保助成金事業の実施継続（社会福祉充実計画関連）
- \* **（勤間口除雪対策の優先順位の推奨周知（関係機関助成制度等の周知と合わせて）**  
**（①住宅改修 ②消雪設備等の設置 ③人的支援）**

### ●除雪費助成事業の受託

- \* 要支援世帯（高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯）への除雪費用の一部助成

### ●住民支え合い事業（ちょっとしたニーズへの対応）の実施

- \* ニーズの多様化による支援方法や支援者確保への対策検討の継続

### ① その他地域福祉活動の推進に努めます

○よつばの会（小規模作業所）の運営支援（障がい者の地域生活支援）

- \* **（感染症対策徹底）** よつばの会受託事業（障がい者等自立支援業務）への取り組み支援

## 3. 広報・啓発活動の強化

### ① 事業利用や活動啓発を含めた定期的な広報活動の実施に努めます

○定期広報の発行

\*社協だより「てのひら」：年4回

\*「社協ニュース」：随時

\*「こねっと！」：年12回（4②関係）

\*「昭和村つながる通信」：年4回（生活支援コーディネーター）

**※回数増（3回⇒4回）**

\*広報しようわへの記事寄稿（生活支援コーディネーター関連）：年12回

○「ホームページ」の積極的運用

\* **（感染症対策徹底）** 広報媒体の充実による外部支援の誘致促進

\*スマートフォン等の活用による事務所外における情報の収集や提供、発信

### ② その他啓発活動の推進に努めます

○リサイクル運動の推進

\*アルミプルタブ、書き損じ葉書、裏面リサイクル等

## 4. その他

### ① 保健・医療等関係機関との連携強化に努めます

○各種支援方策検討に係る横断的協議への積極的参加及び具体的施策への反映

● **第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づく活動の実施**

\*住民が福祉活動に参画しやすい環境の整備推進

\*地区内における生活支援活動や集い・交流の場づくり、世代間交流等の推進

### ② 事業の広域化・合同化の検討を行います

○実施事業の整理及び広域的実施が可能な事業の協議検討

### ③ 団体事務の適正な実施に努めます

○内部監査の定期的実施

### ④ その他本会の目的達成のために必要な活動や事業の推進に努めます

○物品購入に係る村内業者等の積極的活用

(※1) 消費税課税事業者とは、基準期間における消費税課税売上高が1,000万円を超える事業者は税務署に届出する必要があります。本会では、平成30年度の決算において消費税課税売上高が1,000万円を超えたため届出（簡易課税制度選択）をしています。

(※2) SNS (Social Networking Service) とは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。社会的な繋がりを作り出せるサービスのこと。本会では、LINEの活用を検討している。

(※3) 本会が集い・交流等の場で行う感染症対策とは、職員やスタッフ・ボランティアはもとより、主に参加者に対して健康チェック（体温測定や体調確認など、必要に応じて感染流行地域への往来の有無の確認を含む）やマスク着用、手洗いの励行、3密（密閉・密集・密接）回避などの呼びかけを積極的に行うこと。

(※4) アウトリーチ (outreach) とは、英語で「手を伸ばす」という意味。元は社会福祉の分野で、助けが必要であるにもかかわらず自ら申し出ない人たちに対して、公共機関などが積極的に働きかけ、支援を届けること。申請や申し出があるまで待つのではなく、積極的に地域に出向き関わるということ。困難な状況にありながら支援の必要性を自覚していなかったり、相談意欲がなく支援拠点にこない人の場合、そのまま取り残されたりすることが多かったため、潜在的なニーズを発掘する手法として開発された。

<凡例>

あ：前年度同様

あ：具体的説明事項

あ：特記事項

あ：新規

あ：受託事業